

Title	グローバル化時代における大陸法と国際契約実務： 国際商取引の発達にともなう諸変化を中心に
Sub Title	Le droit continental et la pratique des Contrats Internationaux à l'heure de la mondialisation : la variation de l'équilibre du commerce international
Author	Vaucher, Anne(Suzuki, Takaaki) 鈴木, 尊明
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.35 (2016. 8) ,p.313- 323
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義：2015年度大陸法財団寄付講座「グローバル化と大陸法」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20160825-0313

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グローバル化時代における 大陸法と国際契約実務

——国際商取引の発達にともなう諸変化を中心に——

アンヌ・ヴォシェ

鈴木 尊 明／訳

- I 序論
- II 導入
- III 国際商取引の発達に関する近時の注目すべき特徴
 - 1 飛躍的增加
 - 2 国際商取引の分散化
 - 3 国際商取引におけるバランス上の地政学的発達と担い手の増加
- IV このような発達の鍵となる要素と国際契約の帰結
- V 法規範の遅れ
 - 1 担い手からの要望に叶うように伝統的法制度へ適合させる必要性
 - 2 大陸法とコモン・ロー——その長所と短所
- VI 結論

I 序論

本報告は、フランスのオー＝ド＝セーヌ弁護士会の国際契約実務にかかわる一法律家によるものである。これは、国際商取引の経済的展望と国際契約の現行実務に基礎を置いている。そして、大陸法というプリズムを通して、報告者の個人的見解とこれらの契約の発達について予測に基づく見通しを提示するものである。

II 導入

グローバル化とは、他のいかなる要素によるものでなく、社会的・経済的な変動である。それ自体で存在するのに十分なものであり、その発展を追求する内在的エネルギーを生み出すものである。そして、人的関係と国際物流を介して拡散する。物流とは、社会を構成する全ての場面（文化や家族など）を包含するものであるにもかかわらず、グローバル化を推進する主要素は、国際商取引に他ならない。

このようなグローバル化の基本的な方向性は、国際商取引によって定められるのである。

この現象は不可避なものであり、懸念材料もあって、それでいて意欲的なものであるが、その理解のためには、WTO による年次統計・報告書¹⁾に基づいて、特に、国際商取引の発達に関する最近の主な特徴がどのようなものであるかを観察することが望ましい。

このような発達を観察することは、我々に対して、グローバル化及び国際商取引の担い手 (les acteurs) について考察することを促すものである。そのような働きは、物流、さらには諸契約を介して、大陸法が国際商取引にとっての法的推進力となりうるのかどうかを見定めることを可能にするのである。

そして、大陸法が、グローバル化時代における国際商取引の諸特徴をどのようにに把握し、担い手の需要に応えるためどのようにに干渉するのかを見よう。

未来へのビジョンは、進歩にはどのような基本路線があり得るかを考察する際の立脚点を明らかにしてくれるだろう。

1) WTO の年次統計・報告書については、フランス語版がこちらにまとめられている。
https://www.wto.org/french/res_f/reser_f/annual_report_f.htm

Ⅲ 国際商取引の発達に関する近時の注目すべき特徴

1 飛躍的増加

国際商取引は、最近の経済危機に関連した減速を考慮しても、ここ数十年の間に劇的な飛躍を経験した。世界の輸出業の価値は、1980年時点で2兆ドルにのぼったが、2014年時点では19兆ドルを超えた。このような物流量の飛躍的増加（essor）は、経済情勢の変化をもたらすものである。

1980年には、発展途上諸国が、世界の輸出業の27%を担っていた。その同じ諸国が、2013年時点では、世界の輸出業の43%である。このような経済関係が出現したことで、世界市場における利益と需要は増加していつている。商取引に参加する者は、より一層、多用かつ雑多なものとなっている。国際契約の当事者は、今日、より多彩な顔ぶれとなっているのである。そして、国際商取引において考慮される法的関係は、それにともなって、ますます多くなっている。

増加した多くの担い手による国際商取引への参加は、また同時に、輸出国と輸入国の取引量の多寡の順位を示すカードの再分配をもたらす。2013年に大変注目された出来事の1つが、1980年当時は発展途上国と呼ばれた中国が、輸出入の合算（全世界の11.0%）でアメリカ合衆国（10.4%）を抜いて最大の商業国になったという事件である。

「BRICS」（ブラジル、ロシア、インド、中国）と南アフリカの経済は、今日、世界の輸出業の19%を占めている。これら諸国家は、2000年当時は9%を占めるに過ぎなかった。

これらの経済は、数十年にわたる既存の序列に変更をもたらし、市場において変化する需要及び標準を創造するものである。

2 国際商取引の分散化

貿易上の地政学は、このような市場の発達と平行して変化している。すなわち、市場の分散化が現代貿易の特徴を示しているのである。

このような国際商取引の分散化は、市場の発達においては、なお限定的であるが、注目すべき事象である。

世界レベルで、地域内貿易が地域間のそれよりも増加している。

1980年代には「発展途上国」と呼ばれていた諸国家は、国際物流に占める割合を増加させ、同時に、それら諸国家間での商取引をより一層活発にしているのである。

今日では、南南貿易は全体の17%を占めている²⁾。このような成長は、貿易上の地政学的変化と、世界レベルでの商取引と契約の新たな力学的分散化を示すものである。それゆえ、法的分散化は、同時に、実務的現実なのである。

現実には、世界レベルよりも、むしろ地域間の標準や貿易の発展を導く。地域商貿易は、法からの解放ではなく、地域の必要に適合した規範をまとめる方向へと進んでいる。

地域商取引の協定締結のための交渉が大幅に増加しているのである。

1948年から1994年まで、GATTは地域貿易協定に関する124の通知（商品取引の領域におけるもの）を認め、1995年のWTO設立後は、商品取引をカバーする追加の協定が400以上も通知された。

概して、これらの交渉は二国間によるものであった。今日では、諸協定は通常、二国以上の間で協議される。

近時では、アメリカ合衆国が環太平洋11カ国とTPPを妥結した。

中国は、インドとその他のアジア14カ国と東アジア地域包括的経済連携(RCEP)をまとめるべく討議を続けている。

アフリカ連合を構成する54カ国は、アフリカ大陸自由貿易協定(CFTA)の合意を目指している。

巨大な地域経済圏の出現は、コスト削減と当該国間での貿易の便宜を目的とするのと同時に、法制度の普及への重要な推進力である。

地域貿易協定は、経済的局面だけを最終目標として、関税障壁を縮小し、内

2) 南南貿易とは、発展途上国から発展途上国への輸出を意味する（WTO年次統計・報告書2016）。

部にとどまる貿易に関連した制約を廃止することを目指すのではない。調和がとれていて、安定をもたらす地域慣行の創造を目的としているのである。

特にアフリカを見てみると、アフリカ・ビジネス法調和機関（OHADA）が極めて重要である。アフリカ法の統一化は、外国や地域からの投資を誘引するために、国家の発展を促進し法的安全性を強化する解答であると考えられた。

その取引法は、国際商取引を後押しして、調和化を推進するものと理解されていた。

法を調和させるために、「統一法（actes uniformes）」と呼ばれる文書の採択が企図された。これは、条約加盟国政府との協議を経て、OHADA の常任事務局によって準備される。委員会は、条約に従って設立された機関であり、統一法の審議と採択を、アフリカ共通司法・仲裁裁判所（CCJA）の審査を経てなすものである。加盟国議会が法律作成に干渉することはない。統一法は加盟国領内に即時に適用され、それに適合しない各国固有の法律は廃止される。カメルーンの英語使用地域は「コモン・ロー」制度が有効であるのでこれを当然除くとして、加盟国は大陸法の所産を受け継いだ。しかし、忘れてはならないのは、迅速な統合への意志と法規範の探究であり、それらは、従来存在した各国法のいずれにも対応しないものであったということである。

フランスの取引法が継受されなただけでなく、独自の、調和のとれた受容可能な規範が形成された。

OHADA は、アフリカ諸国以外の国家連合のような世界の他の極を形成するグループにとっても、将来的な手本としたい例である。国家連合というのは、既存のものと両立しうる洗練された法制度の策定を指向するものである。大陸法はこの点で、地域の新しい法、そして、国際商取引へ寄与する法創造に重大な影響を与える。

3 国際商取引におけるバランス上の地政学的発達と担い手の増加

グローバル化時代の国際商取引におけるバランスの変化と、国際商取引の担い手の増加とは、諸国家に限定されるものではない。それらは、日常生活全体

に広がっている。我々各自が国際商取引の担い手なのである。非商人・非法律家の市民が、指数関数的な数で、毎日、場合によっては1日に数度も国際契約に参加している。

今日では、国際商取引は、もはや玄人のみによってなされるのではなく、国際企業や、稀少で遠隔地にある消費財の商店、慣行や法的交渉に詳しい商人だけでもない。今日のグローバル化時代においては、我々各自が、恒常的な、日に数度の国際契約の当事者である。インターネットで財を別の場所から購入する全ての者が、国際契約の当事者になるのである。ホテルを予約したり、異なる地域の人のアパートマンと自分のそれを国際契約によって能動的・直接的に交換するのも同様である。市民は、もはや、国際商取引に由来する消費財の単なる消費者ではなく、進化する情報伝達手段を用いる、担い手の1人なのである。

このような地理的変動のために、生産・配送体制を一変させるような、交換と輸送のシステム全体を変更する技術の発達を促進する必要がある。国際契約は、これらの新しい要因に適合するものでなければならない。

IV このような発達の鍵となる要素と国際契約の帰結

ここで、第一の驚くべき事実は、国際貿易の著しい発展である。もちろん、貿易の劇的な増大は、法的紛争の増加という付随的結果をもたらすが、しかしそれは、国際貿易の発展に比例し、それに同調したものであろうか？

法の専門家達は、以前に比べて、依頼の増減を感じているのであろうか？
基準の性格が変わり、大陸法は貿易の増加により一層適合するのであろうか？

V 法規範の遅れ

国際商取引が30年間で100倍になったことを考慮すると、物流の適切な履行や潜在的争訟についての規定といった場面の法は、国際商取引の全ての隙間

に干渉される運命に違いない。

しかし、予想していた法規範の拡大にはほど遠いことが指摘される。長らく、法が領域ごとに規律したり、専門的であったり日常的であったりの生活の全局面で法律家を伴って行動しなければならないといった世の中を予言していた者がいた。

法、とりわけ大陸法の立ち位置を的確にとらえるため、国際商取引の担い手を考察の中心に据えよう。担い手を中心にすることで、法とその付随の結果というものをより正確に理解できるだろう。そうすることで、大陸法がこれら担い手の期待によく応えるものかどうかを観察しうるのである。

1 担い手からの要望に叶うように伝統的法制度へ適合させる必要性

国際商取引の分散化とその担い手のバランスの変化は、法制度の受容と国際商取引の担い手からの需要の一貫性が両立するのにかについて、再考を強いるものである。伝統的法制度は現代的要請に適応しなければならない。その伝統的制度の本質は基準策定に留まるものであるが、市場からの需要への適合性は経済的担い手が求める水準に達している。

国際商取引の担い手が求めるのは、世界規模でも地域レベルでも、法人（多国籍企業）でも自然人でも、第一に法的安全性である。次いで、国際契約にサインするに先立って、義務と責任の共通理解を確実なものとすることを望んでいる。担い手達は紛争のないことを希望し、もし避けられないのであれば、従来の手続から離れた、紛争の柔軟な解決を望んでいる。

(1) 法的安全性

法的安全性は、国際商取引に適用する法律の選択の場面だけでなく、商規範の作成の場面においても決定的な要素である。

このような要望は、契約締結の場面、例えばインターネットを利用した自然人の間、あるいは中小規模の商社間といった場面で顕在化する。

ここで、Catherine Kessedjia 教授（法学）と Bruno Deffains 教授（経済学）が指揮する財団によって作成された法的安全性の指標に言及することが有用であ

る。調査は13カ国を対象としており（ドイツ、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、フランス、イタリア、日本、モロッコ、ノルウェー、イギリス、セネガル、アメリカ合衆国）、世界を4つのカテゴリーに分類している。

調査は法に関する6つの領域についてなされている：契約・責任・会社法・不動産法・労働法、そして紛争解決規定（裁判・仲裁制度）。

担い手にとって、法的安全性とは、「適用される法へのアクセスの容易さ、予測可能性、時間的な合理的安定性、そして、経済的諸利益と当該当事者達との間の確かな均衡」である。

調査結果によれば、どの法制度も、国際商取引の担い手が持つ安全性への期待に適合しそれを完全に満たしているというものではない。というのも、フランスとイギリスは法的安全性という観点からは第3、第4グループと評価されている（ノルウェーとドイツに続く）。アメリカ合衆国は、この法的安全性において最も劣る法体系群に分類されている（13カ国で作られた指標で下から2番目の位置）。

それにもかかわらず、指標対象となった諸国家は、概して、法的安全性は満足できる水準となっている。

この調査は、格付け作成以上に、法的安全性にとって最も重要な特徴、つまり、安全性の評価とそれを向上させる効果のある諸原理を確立する要因の複合性を明らかにするという意義がある。

これは、法制度が法的安全性に寄与すると感じさせる要因を確定し、グローバル化時代の国際契約実務において、大陸法の順応性を示す指標を補強するものである。

(2) 契約内容と各当事者の責任

国際契約における当事者は、それぞれが国際契約にサインするのに先立って、義務とその固有の責任が、当事者間で同じ意味で理解されていることを確認したいものである。

ここまで見てきたように、国際商取引の発達は、今日の「リーダー」の交代や地位強化のための統合がなされる取引社会において、控えめな現状の出現を

もたらすものである。

2 大陸法とコモン・ロー——その長所と短所

コモン・ローと大陸法の間の二項対立は、今日ではもはや、現状が、その特性の証明を指向して現出した以上、功をなさない。現状は、法制度のいずれかを否定するというのではなく、その性格と合意における義務の適切な定義を明らかにすることを指向する。

一般に、大陸法の契約書作成は、契約の目的、各当事者の債務、期間や解除事由といったいくつかの概念を中心に構成される。当事者の諸債務は手段債務や結果債務といった法概念に基づいている。

コモン・ローの契約書作成は、定義の記述と各当事者の債務の詳細な説明を特色としている。それは、各当事者の役割分担と契約存続全体で課される責任についての説明的な概説と考えてよい。

法制度が国際商取引の新たな担い手からの要望に対応するためには、それが示唆に富み、世界的にも説得力を持つ定義を与えるものでなければならないだろう。

必要なのは、ただ単に基準の正確な適用を追求することではない。重要なのは、グローバル化に対応することである。これこそ、ある法制度が他のものより飛躍的に普及することを導くものである。

その例証は、電子取引（イー・コマース）の中にあらわれている。商人の視点による規範策定は、国際商取引関係の基礎となる諸原則を定義するためのものであり、極めて重要で、消費者の要望にも適合するものとなる。

大陸法は、起草者の意図を尊重した解釈を許しつつも、諸原則を明記するものとなっていて、両当事者の様々な義務の制限と履行を基礎としているのではない。これらの法制度の1つが国際商取引の新たな担い手からの需要に順応するために、法制度は、有用な概念を教示し、まずわかりやすい概念の提示をすることが求められる。そして、これらの原理の適用だけを探究するのではない態度が必要である。グローバル化においては原理を調和させることが重要であ

る。

書面作成は、例えばインターネット領域の場面では、国際的関係の基礎をなす諸概念の定義付けを目的としていて、極めて重要なものであり、国際商取引の担い手が重視しているものである。そのため、書面作成は法制度伝播の大きな原動力である。

紛争解決規範——総説

要するに、今日では、紛争解決は最重要テーマなのである。

国際契約の当事者達は、一般に、紛争解決には柔軟で控えめなものを好むものである。

コモン・ローにおける従来の観念が、現代的な国際契約の当事者に望まれていたかは明らかでない。当事者達は、その関係が単一であることを望むために、先例によって解決され得ない。その上、特例や個別的取り扱いを求められることもある。

国際商取引の担い手達にとっては、裁判官が取引関係を考慮して解決策を提示する役割を果たす意義を理解するのは容易ではない。しかしながら、協議による紛争解決の探求は、コモン・ローでは奨励されているものであり、国際商取引においては特に幸運な解決である。

今日、大陸法は、協議による紛争解決には調停や協議手続といった手段によることを奨励していたことが認められる。そのため、紛争解決の場面で、今後大陸法が国際商取引に順応しようとしていく様を見ることができよう。

VI 結論

本報告の分析は、適用される法制度ではなく国際商取引に携わる実務家の意思というプリズムを介したものであったが、大陸法は、彼らからの需要の大部分に応えるものであったと述べることができよう。この領域における大陸法の飛躍的發展は、法的安全性の向上を超えて、法観念の革新に及んでいるように

思われる。このような観念は、ますます加速する商行為の変化に順応することを可能にする進化をもたらしながら、法の要請に応えつつ、新たな担い手達の多様性に対応するために必要な柔軟性を兼ね備えているのである。

【後記】

本稿は、2015 年度大陸法財団寄付講座『グローバル化と大陸法』の中の第 4 テーマ・「グローバル化時代における大陸法と国際契約実務」の一環として、2015 年 11 月 29 日（日）に行われた特別講義の翻訳である。

従来の大陸法財団寄付講座と異なり、各報告に与えられた時間が相対的に短かったため、本稿のヴォシェ氏は簡単なレジメ形式で原稿を用意された。その後、実際の特別講義を踏まえて加筆・修正のなされた確定稿が提出された。大幅な補足が加えられたため、特別講義当日に配布した翻訳とは異なる内容となっている箇所も少なくないが、皆様にはご海容を賜りたい。なお、ヴォシェ氏の確定稿には項目ごとの標題が掲げられているが、若干不完全なものであるため、訳者の方で目次のように仕立てさせてもらった。

本稿の翻訳にあたっては、平成 27 年度科学研究費補助金（研究スタート支援：課題番号 26885092）による助成を受けた。